

乗合タクシーの利用券を交付します！

運転免許を保有していない高齢者のかたが、買い物や通院などの移動の便宜を図るとともに社会参加の促進や高齢者福祉の増進を目的に、乗合タクシー（たきね、おおごえ、ときわ・みやこじ）または船引らくらくタクシーの利用券5,000円分を申請により交付します。



【対象者】

市内に住所を有し、運転免許を保有していない満65歳以上の高齢者

※小型特殊、原付のみの運転免許を保有する高齢者は対象。

※介護施設などに入所中の高齢者は対象外。

【申請方法】

本人確認書類（健康保険証や後期高齢者被保険者証、マイナンバーカード）を持参し、下記の申請場所で申請書を提出してください。申請書は、申請受付窓口で配付します。

※家族の代理申請も可能。（代理申請される方の本人確認書類を持参ください。）

※申請は年度内1人1回限り。

【利用券】

申請後審査し1カ月程度で5,000円分（200円券、300円券各10枚）の利用券を郵送により交付します。

※令和3年度利用券の有効期限は令和4年3月31日まで。

※乗合タクシーまたは船引らくらくタクシーは、事前に利用者登録が必要です。

※本事業で交付する利用券は一般のタクシーには使用できません。

【申請期間・場所】

○申請期間：令和3年5月6日から令和4年2月28日まで（閉庁日を除く）

○申請場所：田村市役所保健福祉部高齢福祉課、各行政局、各出張所

【お問い合わせ先】 田村市役所 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係



田村市

電話：0247-82-1115 FAX：0247-82-6003

午前8:30～12:00 午後1:00～5:15 ※土日・祝日および12/29～1/3を除く